

アメリカ法における履行期前の契約危殆規定に関する考察

劉 善 華

はじめに

契約締結後履行期が到来する前の段階において、契約関係が正常に展開しない状態は契約危殆と称される。その態様はおおむね下記の二つに分けられる。第一は、債務者に履行能力があるものの、履行の意思がない。すなわち、履行期前に債務者が自らの都合により、明確に債務の履行を拒絶する。第二は、債務者に履行の意思、あるいは履行の能力に問題が生じる。具体的に言うと、例えば、(1) 履行の準備行為等をせず、履行の意思に問題がある。(2) 債務者が支払不能等になり、履行できない恐れがある。(3) 債務者が期日どおり履行できない恐れがある。(4) 債務者が瑕疵ある目的物を提供する恐れがある。

上記の状態となる場合にはどう対処すればよいのか。日本においてはそれに関する法の規定がなく、関連する研究も少ない。それに対してアメリカにおいては、こうした場合にはまず債務の履行の保証供与を要求し、それが提供されない場合には契約を解除して損害賠償を請求することができるということが規定されている。

以下はアメリカ法における契約危殆状態に関する規定を検討する。

一. 契約危殆における保証請求権が確立されるまでの経緯

1. 従来 of 契約法の一般原則

契約法の一般原則においては、先履行義務者は、相手方が履行しない、または履行できないことを信じて、自分の債務の履行を拒否し、または履行しないとしても、後にその信じたことが間違いないと立証することができるならば、その拒否または不履行によって生じる損害賠償責任は免除することができる、

ということが認められている。⁽⁴¹⁾ ただし、その立証ができなければ、先履行義務者の履行拒否、あるいは不履行は契約違反となり、損害賠償責任は免除することができなくなるのである。⁽⁴²⁾

このように、後履行義務者の履行に不安を感じる先履行義務者は、履行拒絶者の履行拒絶らしい意思や行動にジレンマに陥る被害当事者と同じように、進退両難の状況に直面しなければならないことになる。先履行義務者が相手方の履行能力に不安を持つようになった場合、その恐れに対する判断がいかに合理的であっても、最終的に事実と反する場合には、契約違反責任を負うことになるのである。

そのほかにも、後履行義務者が、履行期前の契約違反となる履行不能以外の原因によって、履行不能あるいは履行の実行不能になる際、例えば破産になる時（伝統的見解では、破産は履行拒絶にならない）、先履行義務者は同様に救済を得られない。⁽⁴³⁾

コモンローにおいては、ただ一つの例外が認められている。それは債務者が支払不能になる場合である。支払不能自体は履行拒絶ではないので、契約を解除することはできない。しかし、支払不能ということは、債権者にとって、債務者の履行できない合理的な根拠になるのである。かかる場合に、反対給付をまだ受けていない債権者は、その給付あるいは適切な保証を得るまで、自分の債務の履行をすべて留保することができる。⁽⁴⁴⁾ 同じく、UCC 2-702条1項は、動産売買においては買主が支払不能になった場合に、それが既納商品の代金を全額支払、かつ当該商品の代金を現金で支払わない限り、売主はその商品の引渡しを拒絶できると規定している。さらに、同条2項は、買主の支払不能の時に、商品が引き渡された場合には、売主が10日以内に商品の返還を請求できるとしている。

上記取り上げたものは、UCC 2-702条2項を除いて、以前から契約法の一般原則として認められてきたのである。⁽⁴⁵⁾

2. 保証請求権の確立

従来の契約法には先履行義務者に対する保護条項が規定されているものの、こうした債権者への保護は極めて限界がある。後履行債務者の履行が危ぶまれる場合には、先履行債務者が非常に不利益な立場に置かれるのである。

この問題を解決するには、契約当事者は、債務者に支払不能あるいは他の契

約違反の恐れが生じる場合、債権者が担保の提供または同時履行を債務者に要求することができる、契約の中に約定することも考えられる。こうした明確な約款が契約にあれば、裁判所はもちろんその効力を認める。しかし、このような約款がない場合、UCCが誕生する前の判例法は、債権者のこうした権利をほとんど認めなかった。⁶⁶ しかも、こうした約款による保証規定は、契約当事者保護にとっては最良な得策とはいえない。

1906年の米国「統一売買法」(the Uniform Sale Act)と1932年の「リステイトメント」(第一版)においては、伝統的履行期前の履行拒絶制度に対して、何ら実質的変更も行われなかった。

1940年から、「統一売買法」に対して修正が行われた過程で、UCC 2-609条に類似する規定が次第に出てきた。1944年の「統一売買法」(最終修正案)第99条は、内容的には既に後に制定されたUCC 2-609条とよく似ていた。⁶⁷ UCCの制定および多数の州での速やかな受け入れによって次第に、「十分な履行の保証を求める権利」は、米国で正式に確立されるようになった。

UCC 2-609条は、一方当事者の債務の履行が危ぶまれる場合に、反対当事者に、債務の履行の保証を要求する権利を与えたのである。この保証を要求する権利は極めて強力なものとなっている。第2次契約法リステイトメントは、UCC第2編の範囲である動産売買を超えて、一般契約法にもこの権利を繰り広げた。⁶⁸

UCC 2-609条(十分な履行の保証を獲得する権利)

「①売買契約においては、各当事者は、定められた履行を受けるという相手方の期待を害してはならない義務を負う。一方の当事者の履行が不安視される合理的根拠があるときは、他方当事者は、定められた履行の適切な保証を相手方に書面で要求することができる。このような保証がなされない場合には、商業的にみて合理的であれば、約定した反対給付をまだ受けていないこちら側の履行を停止することができる。

②商人間においては、履行を不安視する根拠が合理的なものか否か、および提供された保証が適切なものか否かの判断は、商業的基準によって行うものとする。

③不適切な引渡または支払を受領した場合においても、損害を受けた当事者は、相手方の将来の履行について適切な保証を要求する権利を有する。

④保証の正当な要求を受けた後30日を超えない合理的期間内に、定められた履行について当該事案の具体的状況の下で適切とみられる保証を提供しないことは、契約の履行拒絶となる。』⁹⁾

二. 保証請求権の目的、法的根拠

1. 目的

UCC 2-609条の目的は以下二点にある。まず、履行期到来後債務の現実的履行に対する期待を保護する。¹⁰⁾次に、債権者が債務者の履行意思、あるいは履行能力に不安を感じて、履行期前の履行拒絶の程度に達していない場合には、債務者の履行の意思を確かめてその意思が全くないならば、債権者に解除権および損害賠償請求権の根拠を確実に与える。¹¹⁾履行期前の履行拒絶の要件である明白かつ疑いのない拒絶の意思を判断するのは極めて難しく、間違えれば、かえって債権者自らが契約違反、または損害軽減義務違反になる恐れがある。その一方で、履行期前の履行拒絶の要件を満たさないとはいえ、債権者が債務者に対して不安の事由を持つ場合には、何らかの救済措置が必要となってくる。2-609条の保証請求の制度は、保証の不提供を履行期前の履行拒絶とみなし、不安を感じる当事者に確実に解除権を取得させるものである。

このように保証請求の制度は契約危殆化した場合には、契約関係の存続を促進するとともに、それが実現できない場合には、契約解消の権利を確実に当事者に与えるという役割を果たすのである。

2. 法的根拠

売買契約においては、各当事者は、定められた履行を受けるとい相手方の期待を害してはならない義務を負う。¹²⁾当事者間においては、約定された債務が適当に履行されるであろうことについて、相互に信頼および安心感を保つことは、取引の重要な要素である。一方当事者の履行の意思、あるいは履行の能力は契約締結履行期が到来する前に著しく落ちると、他方当事者には、契約締結により得られる利益の大部分が失われる恐れが生じる。¹³⁾契約締結後、通常では債権者が債務の履行に適切な保証を債務者に求めることができないものの、債務者に将来履行しない恐れが生じると、債権者の期待が外れる恐れがある場合には、自らの履行を停止して契約履行の保証を請求することができる。すな

わち、この規則は信義則と密接にかかわっているのである。⁶⁰ このように、履行停止権、保証請求権は期待権保護、更に信義則をその法的根拠とする。

三. 保証請求権の要件

(一) 一方当事者の履行が不安視されること

1. 不安に対する合理的根拠

不安の事由は、契約締結後に生じた、あるいは契約締結後に判明した事情の変化によって生じたものでなければならない。⁶¹ また単なる主観的な懸念だけではならず、その懸念が客観的状況に裏付けられることが必要である。

(1) 履行意思の低下

A, 履行意思の低下の一番適切な事例は、一方当事者が履行をしない意思を表明する場合である。その意思表示が履行拒絶の場合における絶対的、疑いのないものでなくてもよい。⁶²

Louisiana Power v. Allegheny Ludlum Industry⁶³においては、売主 (Allegheny Ludlum Industry) が、買主 (Louisiana Power) と水管の供給契約を締結したが、1983年5月19日、原材料価格の上昇を理由に、価格修正の手紙を出した。しかし、買主がこれに応じなかった故に、売主が同年11月4日に、「現在の状況を考えれば、当社が今の契約を履行すべきではないと助言される可能性が高い」との手紙を買主に送った。買主は11月の手紙が不安の事由にあたるとしてUCC 2-609条に基づいて、履行の保証を要求したが、売主が応じなかったために買主が提訴した。裁判所は買主の提訴理由とする11月の手紙よりも早く、5月の手紙が既に不安の事由にあたったとして買主勝訴の判決を下した。

また、Copylease Corp. of Am. V. Memorex Corp.⁶⁴においては、契約締結後、両当事者の関係が悪化し、一方当事者が契約の効力自体を否定し、これ以上契約を履行したくないとの意思を相手に伝えた。裁判所は、その意思表示が相手の不安の事由にあたると判決を下した。

B, 当事者間にいくつかの契約が締結される場合には、一つの契約の不履行が残される契約にとって履行意思の低下にあたる。

例えば、買主と売主が、甲、乙二つの契約を締結したとする。売主が甲契約どおり、履行したが、買主が代金を支払わなかった。買主の不払いに対して売

主の通常の対応は、乙契約における商品の引渡の拒否である。ところが、甲、乙が別々に締結されたので、法的にはこれは許されないのである。⁸⁸ ただし、こうした場合には、2-609条に基づいて、買主の甲契約売買代金の不払は、売主にとって、乙契約の代金回収に対する不安の証拠になる。売主がこれを理由に、買主に対して代金支払の保証を求め、それが提供されるまでは、商品の引渡を拒否することができる。さらに、甲契約の代金支払を、その保証の内容とすることも認められる。

このように、2-609条は、売買契約における当事者の通常の対応に法的根拠をもたらすのである。⁸⁹

C、分割給付契約においては、代金支払の遅滞の場合、履行意思の低下にあたる。

Kunian v. Development Corp. of America⁹⁰においては、配管・暖房工事の材料分割給付契約において、支払期限がすぎて未払代金が38000ドルとなった。売主が買主に催促したが、5000ドルしか支払われなかった。後の話し合いで代金の残額を1ヶ月以内に支払うと当事者が約束したが、履行期になっても支払われなかった。それに加えて、新たに引き渡した材料の代金の支払も履行遅滞となった。裁判所は、売主に不安に対する合理的根拠があり、売主が代金を第三者預託によって保証すれば、買主に引き続き材料を供給するとの旨は2-609条の保証請求権の行使であるとした。

(2) 履行能力の低下

A、金銭以外の履行能力の低下

金銭以外の原因で履行が不能ではないが、難しい状態になる場合は不安にあたる。

AMF, Inc. v. Mcdonad's Corp.⁹¹においては、マクドナルドとAMFが、レジの製造・供給契約を締結した。しかし、その試作品に欠陥があったために、何度も故障した。当事者間においては、レジの性能および基準について何度も協議したが合意に至らなかった。そして、レジを製造するAMFの工場では技術的な進歩がほとんどなかった。買主が売主の履行能力に不安を感じるの、合理的根拠があると判示された。

Creusot-Loire International, Inc. v. Coppus Engineering Corp.⁹²において、買主と売主とは、買主のユーゴスラビア工場に設置するために機械の売買契約を締

結した。その後、シリア等の国では、売主が販売した同型の機械にトラブルがあったことが判明した。それについて買主が問い合わせをしたが、売主はそれを放置して、数ヶ月間経過した後も返答しなかった。本事案では買主が機械の性能に不安を感じることは、合理的根拠があるとされた。

B, 金銭的履行能力の低下

債務超過、資金繰りの逼迫等資産状況の悪化が不安の対象にあたる。

Erwin Weller Co. v. Talon, Inc.⁶⁶において、当事者が機械の売買契約を締結したが、その後、売主が別の機械メーカーから買主にはまだ膨大な債務を負っていることがわかって、それを確かめ、話し合うため、何度も電話をかけたものの、買主がそれを応じなかった。売主には不安に対する合理的根拠があると判示された。

Lubrication & Maintenance, Inc. v. Union Resources Co.⁶⁷では、買主会社の資金繰りの逼迫と、その会社が株主と訴訟をしていることが、不安の事由とされた。

Pittsburgh-Des Moines Steel Co. v. Brookhaven Manor Water Co.⁶⁸においては、売主と買主とは、貯水タンクの販売、設置について契約をした。タンクが設置・受領された後一ヶ月以内に買主がその代金を支払う取り決めを行った。その後資金不足のために買主が融資会社と融資について交渉し、その融資を商品代金にあてる予定だったが、その交渉は物別れに終わった。売主は融資の失敗を口実に、買主に対して、購入代金の escrow(条件が成就してはじめて債権者に支払われたり、預金者に払い戻されたりする預金)預金への預け、および買主とする会社の社長の個人名義での支払保証を求め、その要求が満足されるまでは、タンクの設置はしないと主張した。裁判所は、利子の負担、代金支払日が後数ヶ月ある等からみれば、融資が得られないということは、不安の事由にあたらぬとして、売主の要求は、根拠のない契約の改訂要求であると判決を下した。

本判決は、売主の不安に合理性があるかどうかについての判断であり、2-609条による保証が契約の改訂、あるいは修正を伴うかどうかの判断ではない。⁶⁹

C, 権利の譲渡

UCC 2-210条5項が、「相手方当事者は、履行を委任する譲渡がなされたときは、履行を不確実にする合理的理由が生じたものとみなすことができ、譲渡人に対する自らの権利を損なうことなしに、譲受人に対して履行の保証(2-209条)を求めることができる」と規定している。契約上の権利の譲渡が債務

の履行の引受を伴う場合には、不安の事由の発生が、法律上当然認められるものである。⁸⁹

2. 不安の事由の生じる時間

不安の事由が契約締結後に生じるとは限らない。契約法が関心を持つのは、ある不安の事由が契約締結前、あるいは契約締結時に存在していたか否かではなく、一方当事者がその事由の存在を知っていたか否かである。⁹⁰ 不安の事由が契約締結前に生じた場合であっても、それが契約締結後に判明した限り、すなわち一方当事者が契約締結時にそれを知らない限り、2-609条は適用される。

3. 判断基準

不安が生じるかどうかの判断は商業上の基準でなされる。商業上の基準とは、債権者と同様の立場に立つ合理的な商人であれば、債務者が将来債務を履行しないであろうと信じる場合には、完全な履行を受け取ることに對する期待が実現できない恐れがあると感じるか否か、であると解されている。⁹¹

現実的に履行能力や履行意思を有しているとしても、商業上の基準により客觀的事実が履行能力や履行意思の欠如を合理的に示した場合には、その事実が不安の事由となる。⁹²

当事者が不安に陥ることを示す事実が信頼できる情報源から伝えられた場合には、その情報が真実であるかどうかに関係なく、不安に陥ることに對してその情報が合理的根拠となりうる。⁹³

(二) 適切な保証の請求

1. 債権者からの保証の請求

①保証の請求の内容

2-609条1項は、保証の要求は書面でなされるべきであるとし規定しておらず、要求の際に示されるべき事項については何も規定していない。履行の保証を請求してから提供されるまでは給付の留保が認められ、また保証の不提供が履行拒絶とみなされるため、当事者、特に保証を要求される当事者が保証の要求について明確な認識を持つことは重要である。そのことから見れば、保証の要求は合理的根拠および求める保証の内容を示す上、その根拠法としての2-609条を指摘し、しかも一定期間内に保証の要求に応じないものは履行拒絶と扱われることも伝えるべきである。自らの債務の履行を中止する場合に、それも言及しなければならない。⁹⁴ また、それらの要求は書面でなされるべき

である。

②書面による保証の請求

2-609条1項は、保証の要求は書面でなされるべきであると規定しているが、裁判所がこの規定を適用するとき、極めて緩い態度を示している。判例を見てみると、契約当事者が意識的に2-609条に基づいて書面で履行の保証を要求するケースは少ない。その多くは、訴訟になった段階で、当事者間のやりとりを保証の要求として、当事者が主張するか、あるいは裁判所が認定するというものである。⁹⁸ 裁判所が保証供与要求と認めたのは、書面によるものではないだけでなく、保証という言葉さえない当事者の行為であることが非常に多いのである。

裁判所が保証の要求を緩く認定した理由は、多くの人が2-609条を知らないため、当事者の履行に危殆が生じてはじめて弁護士によらず、自力でそれに対応するということがある。⁹⁹ そこで、そのような行動が商取引上合理的とされる場合には、裁判所はその行動の中に2-609条の保証の要求にあたるものを見出して、それが保証の要求であると認定するのである。¹⁰⁰ しかしながら、一旦保証の要求と認められると、その要求に気づかず、もちろん保証の提供もしない相手方が多いことは考えられる。保証の提供がなされないことは履行拒絶と扱われるので、相手方は非常に不利な状況に置かれることになる。

このように、不安を感じる当事者に保証の請求権を与えることによって、その地位の安定を目指している2-609条は、結局裁判所がそれを適用する過程で、保証を要求された側の当事者に不意打ちを与えることになるのである。

2. 債務者からの適切な保証供与

いかなる保証が「適切」なのかは事実の問題であり、当事者双方がともに商人であれば商業上の基準によって決められる。

まず、保証の提供が適切であるかどうかは、それぞれのケースにおいていかなる保証を合理的に要求することができるかということにかかるとのである。¹⁰¹ つまり、保証の適切さは、その要求の根拠となる不安の事由の重大さと釣り合う。こうして、不安の事由が重大な場合には、厳格的意味における担保、例えば、第三者保証が要求されることになる。¹⁰²

次に、契約当事者間の関係、以前の取引の実態、債務者の信用、および保証の提供の時間的制限等がすべて考慮の要素となるのである。¹⁰³ 取引の実績の良

い債務者は、契約どおり債務履行の知らせのみで適切な保証となる。買主が瑕疵ある供給物を受け取った場合、信用のある売主であれば「今後はよく注意をしてこのようなミスを繰り返さない」と約束しただけで通常は十分である。しかし、同様の状況において、いい加減なことで有名な人物（corner-cutter）が同様の約束をしたとしてもそれだけでは足りない。⁴⁰

最後に、上記 Pittsburgh-Des Moines Steel Co. v. Brookhaven Manor Water Co 事案におけるように、契約の書替えはどう取り扱うか。契約条項というものは、多かれ少なかれ約束ないし債務の履行を確保するために立てられたものである故に、履行の確保を補強する履行の保証の提供も、契約改訂の要素を含むべきである。⁴¹

保証に対しては、適切のみならず、合理的期限内での提供ということも求められる。合理的期限というのはそれぞれのケースによって決められる。UCCは30日という最長の期限を規定しているが、リステイトメントはあらゆる契約に向いており、それぞれの性質が異なるが故に、あえて具体的な期限にこだわっていないのである。

四. 効果

（一）履行停止権

保証を請求した一方当事者は、その保証を受けるまでは、商業的にみて合理的であれば、約定した反対給付をまだ受けていないこちら側の履行を停止することができる（2-609条1項）。

履行停止権は不安に対して合理的根拠があるだけでは行使できず、商業的に見て合理的と見なされる場合にはじめてその行使は認められる。履行停止が商業上合理的でないとされる場合には、履行を停止した当事者自らが履行期前の履行拒絶となる。しかし判例は、商業上合理的ではないことを理由に履行停止権の行使を認めなかったものはなく、不安に対してそれなりの根拠があったとされる場合には、履行停止権の行使も商業上合理的であると判断しているようである。⁴²

問題となるのは、履行停止権と保証請求権との行使の前後関係である。すなわち、2-609条1項は、「当事者は…保証を請求することができ、このよう

な保証を受けるまでは…履行を停止することができる」と規定している。この規定自体からは、保証を請求してから、それを受けるまでは履行を停止することができ、つまり、保証の請求が先のように見える。

債務の履行を促すためには、債権者が債務者の履行について不安を抱えていることおよびその根拠を債務者に示すことが必要である。そして、保証請求はこれらを伝える役割も担っているのであるから、保証請求をせずに、履行停止のみを行うことは原則として許されない。⁴³

もっとも、債務者がまだ保証請求をされていないとしても、履行停止の理由が容易に推測できる場合には、それが先になされても構わず、履行停止後、合理的期間内で、しかも債務者がそれを履行拒絶と誤解する前に保証請求がなされれば足りると解されている。⁴⁴

(二) 履行期前の契約違反責任

UCC 2-609条2項およびリステイトメント 251条2項によると、債務者が合理的な期限内に保証を提供しないことは、履行期前の履行拒絶とみなされる。債権者は2-610条における履行期前の履行拒絶に関する法的効果により、履行期前の契約違反責任を債務者に主張しうる。すなわち契約を解除して損害賠償を請求することができる。

五. 履行期前の履行拒絶との関係

契約違反の危険はあるが、履行期前の履行拒絶の要件を満たさない場合には、債権者にはいろいろな救済手段がある。債権者自らに先給付義務がない場合には、債務者の履行を待って、履行期到来後、現実の契約違反によって損害賠償を請求することができる。債権者自らに先給付義務がある場合には、保証請求をせずに履行しないで、あるいは代替措置（例えば目的物を転売する）を講じたものは、履行拒絶となり、履行期前の履行拒絶の規定に従って損害賠償をしなければならないことになる。もっとも、債務者が明らかに債務を履行できないことを債権者が証明できれば、その損害賠償責任を免れられる。⁴⁵

もし債権者が2-609条を選択すれば、債務者に保証が提供を要求することができ、かつ待っている過程に自分の履行を中止することができる。合理的期限内に適切な保証が提供されなければ、それを履行拒絶とみなし、契約を解

除して損害賠償を請求できる。もちろん、債権者には、損害軽減義務があって、債務者にも、履行期前の履行拒絶を撤回することができるのである。

リステイメントによれば、履行期前の履行拒絶の場合と異なり、⁶⁶ 契約違反の恐れがあるがまだ履行拒絶の段階に達していない場合には、債権者がリステイメント 251 条や UCC 2-609 条による保護を放棄し、自分の債務の継続を選択する場合に、損害軽減義務はなく、債務者の現実の契約違反に対する損害賠償請求権は影響されない。もっとも、UCC 2-609 条は、適切な保証を提供しないことを履行拒絶とみなし、債権者の選択を必要とせず、履行期前の履行拒絶の効果が自動的に発生するとしている。その中でも、特に重要なのは、債権者には損害軽減義務を負うことである。

六. 残された課題

まず、2-609 条は保証請求権として認識されているが、別の面から見ればそれが保証請求の義務の性質をも帯びている。例えば、契約において、保証を求めうる場合には求めず相手方の重大な契約違反を理由に契約を解除して、その後、裁判所は契約違反の重大性を認めず、解除ではなく、まず保証の提供を求めるべきであるとの判断が出される可能性がある。こうして、保証供与を求める権利はその供与を要求する義務の性質を帯びているのである。

このように、契約危殆となる場合には、権利として存在する保証請求権は、行使するかどうかということは契約当事者に委ねるのか、あるいは必ず行使しなければならないのか、それについては判例の分析等を通じて更に解明する必要がある。

次に、履行期前の履行拒絶の場合には、2-610 条によると、債務者の履行拒絶が明確な場合には、債権者は直ちに契約を解除することができるが、債務者の真意を確かめるため、その場合においても契約を解除する前にまず保証供与を求めることはできるのであろうか。

最後に、2-609 条によると、債務者から履行の保証が提供されない場合には、それが履行期前の履行拒絶とみなされて、債権者は契約を解除することができる。学説によれば、この解除は後に不適切であると裁判官に判示を下されるリスクがない。しかしながら、債務者が履行期前に履行拒絶して、債権者が

2-610 条によって契約を解除した場合には、後に履行拒絶の要件が不十分であり解除が不適切と解されるリスクがある。ここでは履行期前の履行拒絶に関する二つの規定の整合性の問題が生じてくるのである。

これらの問題はさらに検討する必要がある。

-
- (1) Restatement(Second) § 244, 254 ; Farnsworth, Farnsworth on Contract, Section 8.23.
 - (2) Restatement(Second) § 251comment b.
 - (3) R. J. Robertson, Jr., The Right to Demand Adequate Assurance of Due performance: Uniform Commercial Code Section 2-609 and Restatement (second) of Contracts Section 251, (1988-1989)38 Drake L.Rev.305, at 310.
 - (4) Restatement(Second)252comment a ;Farnsworth, Farnsworth on Contract, Section 8.23.
 - (5) UCC § 2-702 Official Comment, Prior; Restatement(Second) § 252 Reporter's note.
 - (6) R. J. Robertson, at 311.
 - (7) R. J. Robertson, at 314-319.
 - (8) Restatement(Second) § 251,268.
 - (9) 澤田寿夫編『国際取引法令集』172 頁 (三省堂 1994) 171 頁
 - (10) U C C 2-609 条 1 項
 - (11) Keith A. Rowley, A Brief History of Anticipatory Repudiation in American Contract Law, at 577., at 579.
 - (12) 2-609 条 1 項
 - (13) UCC § 2-609 Comment 1
 - (14) Restatement(Second) § 251, Official Comment 1.
 - (15) J. White & R. Summers, Uniform Commercial Code, 5th ed., St. Paul, Min: West Group, 1995, p.210.
 - (16) R. J. Robert, at 321.
 - (17) 517 F. Supp. 1319(E.D.La.1988)
 - (18) 403 F. Supp. 625(S. D. N. Y. 1975)
 - (19) 3A A. L. Corbin, Corbin On Contracts § 696(1960).
 - (20) UCC § 2-609 Comment 3
 - (21) 165 Conn. 300, 334 A. 2d 427(1973).
 - (22) 536F.2d 1167(7th Cir. 1976).
 - (23) 585 F. Supp. 45(SD. NY. 1993)
 - (24) 295 NW. 2d 172(S.D.1995).
 - (25) 522 F. Supp. 1078(S.D.N.Y.1981)
 - (26) 532 F.2d 575(7th Cir. 1976)
 - (27) J. White & R. Summers, Uniform Commercial Code, p.210.
 - (28) J. White & R. Summers, Uniform Commercial Code p.211.
 - (29) R. J. Robertsonat 320.
 - (30) R. J. Robertson, 305, 319.
 - (31) UCC.2-609 Official Comment 4
R. J. Robertson, 305, 323-324.
UCC.2-609 Official Comment 4

- 32 R. J. Robertson, 305, 323-324.
- 33 Farnsworth on Contracts, Section 8.23a.
- 34 Topper v. Bunge Corp., 60 Ill. App. 3d 607, 377N.E. 2d 324, 328(1979); ABB(American Research Bureau) Inc. v. E-System, Inc., 663 F. 2d 189, 196&n.10(D.C.Cir 1980). 最後の ABB 事件の note 10 は、保証を要求した書面を特定する必要がないとする。前に紹介した Kunian v. Development Corp. of America 事件においても、裁判所は、口頭の要求は書面の要求に等しいものであるとした。
- 35 J. White & R. Summers, Uniform Commercial Code p.212.
- 36 White, Eight Case and Section 251, 67Cornell L. Rev. 857(1982).
- 37 The Right to Assurance of performance Under UCC 2-609 and Restatement (second) of Contracts Section 251: Toward an Uniform Rule of Contract Law, 50 Fordham L.Rev.1292(1989).
- 38 Farnsworth, Farnsworth on Contracts, Section 8.23.
- 39 Restatement(Second) § 251, Official Comment 5.
- 40 UCC.2-609 Official Comment 4.
- 41 J. White & R. Summers, Uniform Commercial Code, p.211.
- 42 R. J. Robert, at 339.
- 43 松井和彦 『『契約危殆』状態における履行確保—不安の抗弁権から履行停止権への展開—』修道法学 20 巻1号 37-117 頁, 2号 563-658 頁 (1998 年) 635 頁
- 44 松井和彦 635 頁
- 45 Restatement(Second) § 251comment b.
- 46 普通の履行期前の履行拒絶においては、債権者には法的救済を求めるかどうかにかかわらず、直ちに損害軽減義務が発生する。